

改正

平成29年8月25日告示第194号の2
令和元年6月26日告示第32号
令和4年2月25日告示第23号
令和4年3月31日告示第65号
令和5年3月24日告示第33号
令和5年11月15日告示第180号

伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、伊豆市へのふるさと納税の促進を図り、寄附者に対して返礼品を贈呈することにより、市内産業の活性化に寄与する伊豆市ふるさと納税促進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 ふるさと伊豆市寄附条例（平成20年伊豆市条例第26号）に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 ふるさと納税をした個人をいう。
- (3) 協力事業者 この事業に市長が参加を認めた市内の事業者をいう。
- (4) 返礼品 この告示により市長が認めたもので協力事業者が取り扱う商品をいう。

(事業内容)

第3条 市長は、寄附者から寄附の申込と共に返礼品の申込みがあったときは、当該寄附者が希望する返礼品を贈呈するものとする。ただし、寄附者が市民の場合には、この限りでない。

2 寄附者への返礼品の送付は、協力事業者が行うものとする。

3 市長は、協力事業者が寄附者に対し返礼品の送付を行った場合、送付した返礼品の代金を協力業者に支払うものとする。

(協力事業者の要件)

第4条 協力事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 伊豆市の魅力を積極的にアピールできる法人・団体又は個人事業者であること。
- (2) 各種関係法令に基づいた商品又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 代表者や役員等が、伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、市との連絡が電子メールにて確実に取れる状態にあること。
- (6) 第6条に規定する公募の際に定める要件を満たしていること。

(返礼品の要件)

第5条 返礼品は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内で生産、加工、製造されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内でサービスの提供が受けられるもの又は伊豆市に特に縁が深いものであること。
- (2) 伊豆市の認知度向上やイメージ向上に資する物品やサービスであること。
- (3) 伊豆市の魅力を「感じていただける」「懐かしんでいただける」ものであること。

- (4) 品質及び数量の面において安定供給が見込めるもの。ただし、第7条第6項に規定する申請の場合はこの限りでない。
 - (5) 金額の記載や寄附額に対する還元率が明示されていないこと。
 - (6) 商品券、ビール券、プリペイドカード等の換金性の高いものでないこと。
 - (7) 食料品（第7条第6項の規定によるものを除く。）については、返礼品が寄附者へ到着後5日以上の賞味（消費）期限が保証されていること。
 - (8) サービスについては、協力事業者から寄附者に対してそのサービスの提供を受けられることがわかるものを送付してから一定期間の有効期限が保証されていること。
 - (9) 利用券等には記名又は通し番号を付記するなど、転売防止の措置を施すこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が公募の際に定める要件を満たしていること。
- （協力事業者の公募）

第6条 市長は、事業へ参加する協力事業者を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、伊豆市のホームページその他市長が適当と認める媒体に掲載することにより実施するものとする。

（事業参加及び返礼品の承認申請）

第7条 協力事業者として事業に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、伊豆市ふるさと納税返礼品申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 返礼品として承認を受けたい商品又はサービス内容の写真データ
- (2) 返礼品を送付するときに自社のパンフレット等の同封を希望する場合は、その見本
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 返礼品の価格に対する寄附金額は、総務省の定める基準に基づき市長が定める。
- 3 返礼品の価格は、返礼品の本体価格、消費税相当額及び梱包資材等に要する額とし、その額から100円未満を切り捨てた価格とする。
- 4 返礼品の送料は、実際に返礼品の送付に要した額とし、これを市が負担する。ただし、返礼品の不備、不良等により再配送が必要になった場合については、この限りでない。
- 5 申請者が承認を受けることができる返礼品は、一協力事業者につき最大20点を限度とする。
- 6 申請者は、返礼品として承認を得ようとする商品又はサービスが受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品などの送付の時期や数量が限られるものである場合は、第1項の申請の際、申請書にその旨を記載しなければならない。

（協力事業者及び返礼品の承認等）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力事業者及び返礼品を承認するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する協力事業者及び返礼品を承認したときは、伊豆市ふるさと納税促進事業参加（内容変更）承認（不承認）通知書（様式第2号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、協力事業者及び返礼品の承認について、第4条及び第5条に掲げた要件を欠く場合には、不承認とする。

（返礼品等の内容変更）

第9条 協力事業者は前条第2項の規定による承認を受けた内容を変更する場合には、内容を変更しようとする日の2月前までに変更に係る登録に第7条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による内容変更の申請があった場合には、前条の規定に準じて処理するものとする。

（返礼品の送付）

第10条 市長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、協力事業者に対して返礼品の発送に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた協力事業者は、寄附者に対し、2週間以内に返礼品を送付するものとする。ただし、送付日時の調整等が必要な場合は、協力事業者が直接当該寄附者と調整を行うものとする。

3 協力事業者は、在庫不足その他の理由により第1項の規定による通知を受けた日から寄附者に送付するまでの期間が2週間を超えることが見込まれるときは、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、第7条第3項の規定により、申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。

4 協力事業者は返礼品の送付に際し、伊豆市へのふるさと納税に係る返礼品であることが明確に分かるよう努めること。

(請求)

第11条 協力事業者は、返礼品の送付実績を毎月末に取りまとめ、翌月10日までに、寄附者に返礼品を送付したことを確認できる書類を添えて、第3条第3項の規定による金額を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、協力事業者に支払うものとする。

(協力事業者の責務等)

第12条 協力事業者は、返礼品の提供等の業務のすべてを第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

2 協力事業者は、返礼品の提供が困難となったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 協力事業者は、この事業の実施に係る自社の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

4 協力事業者は、提供した返礼品の品質及び性能等の商品に関する苦情並びに事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。

(事業広報への協力)

第13条 協力事業者は、返礼品に係るデータの提供等、伊豆市が事業の広報を目的としたチラシその他の政策のために必要な協力を行うものとする。

(事業参加の辞退)

第14条 協力事業者は、事業への参加を辞退しようとするときは、伊豆市ふるさと納税協力者辞退届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 協力事業者は、第10条第1項の規定により提供を受けた個人情報等を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守し厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、協力事業者でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年8月25日告示第194号の2)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の第8条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱の様式(以下「旧様式」という。)により提出された申請書は、改正後の伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日告示第65号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日告示第33号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第9条第3項及び第16条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱(以下「新要綱」という。)は、施行日以後に新要綱第9条第1項(第10条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による承認をされた謝礼品について適用し、同日前に承認をされた謝礼品については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 協力事業者は、新要綱第9条第1項(第10条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとするときは、施行日前においても、新要綱第7条第1項の規定による申請をすることができる。

附 則 (令和5年11月15日告示第180号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱の様式(以下「旧様式」という。)により提出された申請書は、改正後の伊豆市ふるさと納税促進事業実施要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。